

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-2-3
提出年月日	令和4年12月20日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

ID	No	指摘事項の内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221006-31	1	ステイタス整理表にて、泊と女川で同等のものがあるとしている資料についても、資料の有無のみの判断ではなく資料内容（記載のレベル感）を踏まえた判断であるか再確認すること。確認したエビデンスとして比較表を示す方法もあると思うので検討すること。	R4.10.6	本日回答		先行審査実績のある資料と同等の記載レベルとなっていることを確認したことをお示しするため、従来補足説明資料は比較表作成の対象外としていたものを、補足説明資料を含めて比較表を作成することと致します。 なお、条文によっては、重大事故等への対応手段がPWR固有の設計に基づくもので、女川とは機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なる場合があるため、その場合は大飯3/4号炉との比較表を作成することと致します。	各種比較表	
221006-32	2	P.54-4 適合方針において、要求事項を達成するSA系統の使用を明示し、SA系統を構成する設備を列記する女川の構文を維持した記載ぶりへの見直しを検討すること。	R4.10.6	本日回答		女川の構文を維持するよう、要求事項を達成するために使用する設備を1段落目に明示し、当該設備を構成する個々の設備を列記する記載へ見直しました。 同様の構文となっている他のSA条文にも展開を図ります。	資料2-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r4.1）」 全般 資料2-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r4.1）」 全般	
221006-33	3	監視カメラの試験検査として「校正」を設定した理由について、今後説明のこと。	R4.10.6	本日回答		女川の使用済燃料プール監視カメラは可視光カメラであるのに対して、泊の使用済燃料ピット監視カメラは、大飯と同様に赤外線カメラであることから「校正」が可能であり、試験・検査として「校正」を実施することを記載しています。	なし	
221006-34	4	P.54-31 女川で記載しているサイフォンブレイカー等、同等の情報量に見直した系統図に修正することを検討すること。	R4.10.6	本日回答		概略系統図に水源、配管、弁及びサイフォンブレイカー等を追記して女川と同等の情報量に見直しました。 他条の系統概要図も、先行審査プラントと同等の情報量となるよう展開を図ります。	資料2-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54-9 r4.1）」 P.54-36, 38 資料2-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r4.1）」 P.54-18, 19	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。